



平成24年7月12日(木)

「トマト中小企業会計活用ローン」の取り扱い開始について

- 平成24年7月17日(火)から、「トマト中小企業会計活用ローン」の取り扱いを開始します。
- 適正な財務情報の開示に取り組む中小企業者を対象に、ご融資利率を年0.20%引き下げします。

株式会社トマト銀行(取締役社長 中川 隆進)では、平成24年7月17日(火)から、「トマト中小企業会計活用ローン」の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本ローンは、中小企業の実態に即してつくられた新たな会計ルール「中小企業の会計に関する基本要領」(平成24年2月公表)の普及・促進を目的に、同要領や「中小企業の会計に関する指針」を適用・活用し、適正な財務情報の開示に取り組む中小企業者を対象に、ご融資利率を年0.20%引き下げるものです。

当社は、今後とも地域の中小企業者の財務経営力の強化に向けた取り組みをサポートしてまいります。

記

「トマト中小企業会計活用ローン」の概要

取 扱 開 始 日	平成24年7月17日(火)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人および個人事業主 ・ 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストの全項目に適合し、かつ税理士の記名・捺印のあるチェックリストをご提出いただける方
お 使 い み ち	運転資金および設備資金
ご 融 資 金 額	1百万円以上20百万円以内
ご 融 資 方 法	証書貸付
ご 融 資 利 率	当社所定利率より年0.20%引き下げ(変動金利) ※ 保証協会保証付の場合は、別途保証料が必要となります。
ご 融 資 期 間	運転資金:5年以内(据置期間6ヵ月以内) ただし、信用保証協会保証付は7年以内 設備資金:7年以内(据置期間1年以内) ただし、信用保証協会保証付は10年以内
ご 返 済 方 法	毎月元金均等返済
保 証 人 ・ 担 保	個別案件ごとにご相談させていただきます。 ※ 保証協会保証付の場合は、信用保証協会の定めによります。
取 扱 店 舗	当社本支店59カ店(ももたろう支店を除く)

※ 当社所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

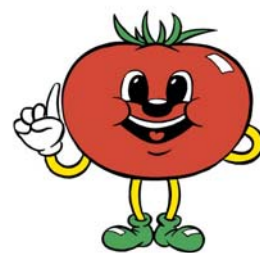
※ ご融資条件など、詳細につきましては当社本支店窓口へお問い合わせください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先 営業企画部 川北 TEL 086-221-1262

報道関係のお問い合わせ先 経営企画部(広報担当) 藤岡・齋藤 TEL 086-221-1057

トマト中小企業会計活用ローン



ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人 及び 個人事業主の方 ・ 日本税理士会連合会作成の「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」または「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」で全項目にチェックがあり、税理士の記名・捺印のあるものを提出できる事業者
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業資金（運転資金、設備資金） ただし、旧債振替は除く。
ご融資金額	1百万円以上 20百万円以内
ご融資形式	証書貸付
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証協会保証付 運転資金：7年以内（据置期間6ヶ月以内を含む） 設備資金：10年以内で法定償却年限以内（据置期間1年以内を含む） ・ 保証協会付以外 運転資金：5年以内（据置期間6ヶ月以内を含む） 設備資金：7年以内で法定償却年限以内（据置期間1年以内を含む）
ご融資利率	<p>当社所定利率（変動金利、短期プライムレート連動）</p> <p>※ 保証協会保証付の場合は、別途保証料が必要となります。</p>
金利優遇	当社所定利率より年0.20%優遇
ご返済方法	毎月元金均等返済
保証人	<p>個別案件ごとにご相談させていただきます。</p> <p>※ 保証協会保証付の場合は、信用保証協会の定めによります。</p>

(2012.07)

※ ご融資にあたっては当社所定の審査がございます。ご利用いただける条件を満たしていても審査によりご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承下さい。